

処遇改善等加算の一本化について

令和7年5月



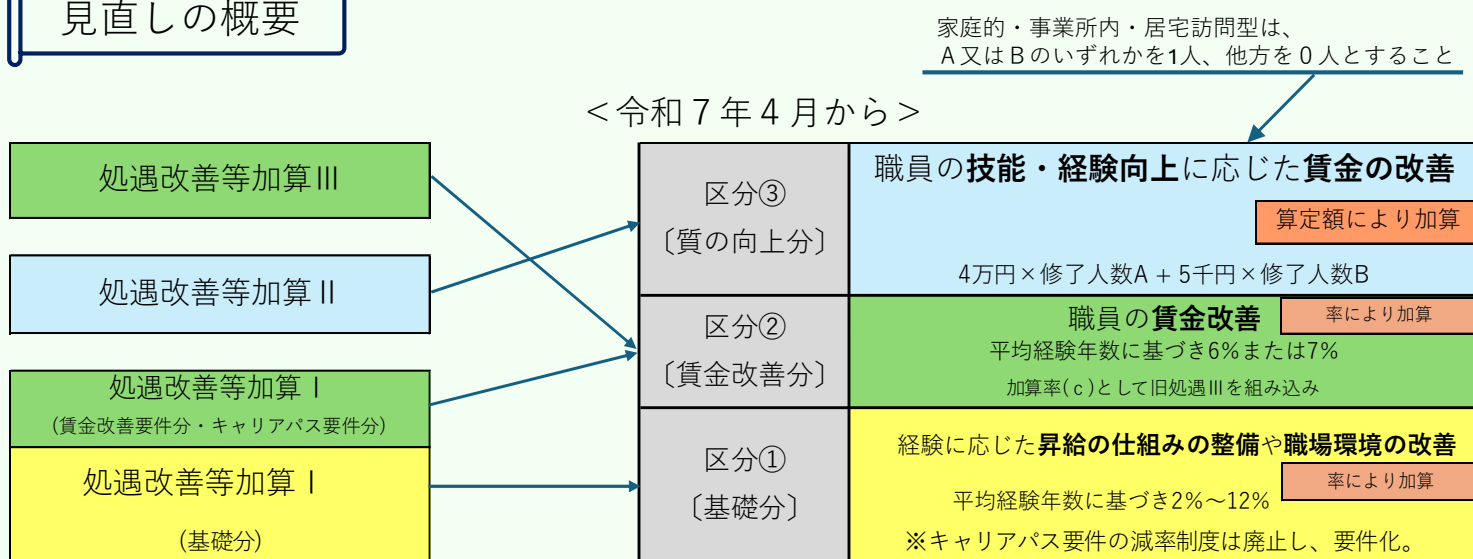
この度の制度変更にあたり、令和7年4月に新たな通知が発出されました。現在共有されている通知とFAQの内容だけでは不明確な部分もあるため、確認が取れ次第、順次詳細をお伝えします。
そこで今回は、現段階での主な通知内容をまとめて掲載します。

“一本化の目的”と“見直しの概要等”

目的

これまで、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲが設けられてきましたが、制度が複雑でわかりにくく事務作業が煩雑で、施設・自治体の双方において多大な事務負担が発生していました。
そこで双方の手続き・事務負担の軽減を図ることを目的に、この度「処遇改善等加算」として一本化されました。

見直しの概要



区分1：キャリアパス要件が必須になります。

ただし、令和7年度のみキャリアパス要件に適合しない場合は区分2から2%減率されます。

区分2：旧処遇Ⅰの一部と旧処遇Ⅲが統合され、加算額の算出方式が加算率に統一されました。

⇒区分1・2は「教育・保育人材の確保」を目的としています。

区分3：この度の一本化により大きな変更があった区分のため、2～3ページに詳細を掲載します。

⇒「キャリアアップの仕組みによる質の向上」を目的としています。

“賃金の改善方法等について”

加算額の使途

区分 1 : 職員の賃金の勤続年数等を基準として行う昇給等に適切に充てること。

区分 2 ・ 3 : その全額を職員の賃金の改善に確実に充てること。

賃金改善の方法等

<賃金改善方法>

- ・ **区分 2** は基本給、手当、賞与又は一時金等による毎月払いや一括払い等
- ・ **区分 3** は決まって毎月支払われる手当又は基本給

※両区分とも各施設・事業所でその名称、内訳等を明確に管理すること。

<区分ごとの注意点>

(全区分共通)

- ・ 賃金改善方針をあらかじめ職員に周知すること。
- ・ 改善を行う賃金の項目以外の賃金の項目の水準を低下させないこと。
- ・ 対象者や賃金改善額が恣意的に偏らないように留意すること。

(区分 2 ・ 3 共通)

区分 2 及び区分 3 を併せた加算による改善額のうち 1 / 2 以上は、基本給・決まって毎月支払われる手当により改善すること。

※審査結果通知後に、4 月分以降を遡って一括支給することで差支えありませんが、賃金台帳等では毎月払いの形で管理していただくようお願いいたします。

区分 3 に関する注意点

※区分 3 に伴い、職員処遇改善費の要件も変更の可能性あります。

【区分 3 適用のための必須条件】

別に定める研修を修了している、

(副主任保育士等
職務分野別リーダー等
園長又は主任保育士、副園長、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭等)

が加算当年度の 4 月 1 日時点で少なくとも合計 1 人以上いること。

人数 A、B について

【加算額の算定に用いる人数 A と人数 B に変更があります！】

- ① 基礎職員数 $\times 1 / 3 =$ 人数 A (以下、「基準人数 A」という。)
↓ 基礎職員数 $\times 1 / 5 =$ 人数 B (以下、「基準人数 B」という。)
② 基準人数 A、B のうち研修要件を満たす職員が何名いるか確認します。
↓ ①で算出された基準人数 A、基準人数 Bよりもそれぞれの研修修了者数が少ない場合は、当該研修修了者数を「修了人数 A」、「修了人数 B」と呼び、基準人数 A、B に代えて使用します。以下の例 1、例 2 をご参照ください。

※修了人数 A には、副主任保育士等に加え、園長または主任保育士、副園長、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭等を算入できます。ただし、具体的な研修修了要件は現時点では不明です。
基準人数 B は職務分野別リーダー等です。

例 1) 基準人数 A が 5 名・基準人数 B が 3 名と算出される施設で、
「修了人数 A」が 3 名、「修了人数 B」が 3 名の場合。
 $4 \text{ 万円} \times 3 \text{ 名} + 5 \text{ 千円} \times 3 \text{ 名} = 135,000 \text{ 円/月}$

例 2) 基準人数 A が 5 名・基準人数 B が 3 名と算出される施設で、
「修了人数 A」が 3 名、「修了人数 B」が 1 名の場合。
 $4 \text{ 万円} \times 3 \text{ 名} + 5 \text{ 千円} \times 1 \text{ 名} = 125,000 \text{ 円/月}$

※令和 6 年度までは「基準人数 B」の人数に達していないため要件を満たしていませんでしたが、今年度からは 4 月 1 日時点で配置している「修了人数 A、B」の人数分の申請が可能となり、給付を受けられます。

※加算当年度の修了人数 A、修了人数 Bは認定時の数値を通年適用するため、年度途中で要件を満たした職員をこれに加えることはできません。

例 3) 基準人数 A が 5 名・基準人数 B が 3 名と算出される施設で、
「修了人数 A」が 6 名、「修了人数 B」が 3 名の場合。
 $4 \text{ 万円} \times 5 \text{ 名} + 5 \text{ 千円} \times 3 \text{ 名} = 215,000 \text{ 円/月}$

※「修了人数 A、B」のそれぞれが「基準人数 A、B」以上の園については、令和 6 年度と変わりません。

改善対象者

“研修を修了している”または“修了見込み”の「副主任保育士等」または「職務分野別リーダー等」が、賃金改善の対象です。

提出書類等

申請書類や実績報告の様式、説明テキストなどは、横浜市こども青少年局「令和 7 年度の処遇改善等加算等について(保育所等)」の HP に順次掲載予定です。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kosodatechien/shinseido/shogu/2025syogu.html>